

小規模保育施設における連携体制づくりについて

— 自治体の介入に関する検討 —

Creating a Cooperative System in Small Childcare Facilities
— A Study on Intervention by Municipalities —

永 島 さくら*
Sakura NAGASHIMA

要 約 小規模保育施設は市区町村の認可事業に位置付けられており、利用対象は0～2歳児である。3歳以降は近隣の教育・保育施設に移行するが、小規模保育施設から移行する際の連携に関して市区町村の介入は少なく、その多くは事業者任せである。小規模保育施設における連携について調べたところ、埼玉県越谷市が独自の取り組みを行なっていることが判明した。そこで、本研究は埼玉県越谷市の取り組みを連携体制づくりの観点から整理した上で考察し、自治体に求められる役割や介入のあり方について検討した。その結果、小規模保育施設における連携体制づくりにおいて自治体は、小規模保育施設と関連する関係各所を繋ぐ役割を担うことや、小規模保育施設の現状や課題を踏まえた上で状況に応じた間接的な介入を行なうことが求められることが明らかとなった。

キーワード：低年齢児保育、小規模保育施設、地域型保育、保育制度、保育行政

Abstract Small-scale day-care facilities are authorized by local municipalities and can care for children ages 0 to 2. Children age 3 and older transition to neighboring educational and day-care facilities, but local municipalities intervene little in terms of coordinating the transition of children from small-scale day-care facilities, and much of the work is left up to the child care providers. A study of cooperation among small-scale daycare facilities revealed that the City of Koshigaya, Saitama Prefecture is implementing its own unique approach. Therefore, the current study examined the efforts of the City of Koshigaya, Saitama Prefecture from the perspective of creating a system of collaboration, and it considered the roles required of the local government and the nature of its intervention. Results revealed that in the creation of a cooperative system for small-scale childcare facilities, the local government should play the role of connecting small-scale childcare facilities and related organizations, and it should provide indirect intervention based on the current situation at and issues faced by small-scale childcare facilities.

Key words : Childcare for younger children, Small-scale childcare facilities, Community-based childcare, Childcare system, Childcare administration

1. 背景と目的

1-1 子ども・子育て支援新制度と待機児童問題 「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」)

* 家政学研究科児童学専攻
Graduate School of Home Economics,
Division of Child Studies

とする)は、子育てを「質」と「量」の両面から支えることを目的として2015年に施行された。

内閣府は新制度の主なポイントとして、施設型給付及び地域型保育給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を挙げている¹⁾。小規模保育事業は新制度によって創設された地域型保育給付により、家庭的保

育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業とともに、地域型保育事業の一つとして市区町村の認可事業に位置付けられ、公的給付の対象となった。

小規模保育事業が制度化された主な目的は、0～2歳児（以下、「低年齢児」とする）の待機児童解消である。2015年に新制度が施行されて以降、その施設数は増加の一途を辿っており、それに伴い待機児童数が減少していることから一定の効果があったといえる。しかし、女性の出産後の就業継続率の上昇や核家族化等により、依然として低年齢児の保育需要は高く、2024年4月1日時点での待機児童数2,567人のうち、低年齢児の待機児童数は2,339人で全体の9割を占めている²⁾。

1-2 小規模保育施設の概要

小規模保育施設は定員6名以上19名以下の保育施設で、施設はA型・B型・C型の3つに類型化されている。それぞれ設置や運営に関する基準が異なっており、なかでも大きく異なるのは施設における保育士資格者の割合である。A型は保育者全員が保育士資格を有することが求められているが、B型はその割合が1/2以上であり、C型は家庭的保育者を配置することが求められている。

前述の通り、小規模保育事業は低年齢児の待機児童解消を主な目的として制度化された。そのため、利用対象は0～2歳児であり、それ以降は3歳以上児を受け入れている近隣の幼稚園や保育所、認定こども園（以下、「教育・保育施設」とする）に移行する。国は、3歳以降も継続した保育を提供するため「家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準³⁾」において、3歳以降の保育の受け皿として連携施設を設定することを求めている。一方で、厚生労働省は小規模保育施設に対して、地域の実状に応じて3歳以上児を受け入れ、柔軟に対応するよう通知している⁴⁾。しかし、白幡・林（2017）は、小規模保育施設で3歳以上児を受け入れるにあたって職員の人数や配置、保育室の面積、活動内容等で多くの課題があることを指摘している⁵⁾。また、米倉ら（2019）によると、小規模保育施設のうち3歳以上児の受け入れ要請を「受けない」と回答している施設は43.2%で、現行の運営・設置基準では対応が困難な施設もあることが明らかとなっている⁶⁾。

辻川・吉住（2019）の調査によって、連携施設の設定は半数以上の事業者が独自に行なっているこ

と、また、連携施設の設定に向けた促進支援を行なっている自治体は4割に満たないことが明らかになっており⁷⁾、連携施設の設定に関する取り組みは事業者任せであると言っても過言ではない。

一前・秋田（2012）は地方自治体における保幼小の連携体制づくりについて調査しており、その中で「保幼小連携において、地方自治体が方向性や展望を示し、サポートしていくことが必要」と述べていることから⁸⁾、連携体制づくりに取り組む上で自治体の介入が必要であることが窺える。保幼小連携と小規模保育施設における連携は、子どもの環境移行という点で共通していることから同様のことがいえる。だが、自治体が小規模保育施設における連携体制づくりに介入、関与している調査及び文献を見つけることはできなかった。そこで、筆者が小規模保育施設における連携について調べたところ、埼玉県越谷市が独自の取り組みを行なっていることが判明した。

よって、本研究は埼玉県越谷市の取り組みを小規模保育施設における連携体制づくりの観点から整理した上で考察し、自治体に求められる役割や介入のあり方について検討することを目的とする。

1-3 本研究における用語の定義

小規模保育に関しては「小規模保育事業」「小規模保育事業所」「小規模保育所」等、調査や文献によって表記が異なっており、いずれにおいても明確な定義づけがされていない。そのため、本研究ではこども家庭庁及び厚生労働省が発出している資料や法令、先行研究を踏まえ、次の通り定義づけた上で論文中に用いることとする。

本研究において、「小規模保育事業」とは新制度によって地域型保育事業の一つとして位置付けられた0～2歳児を対象とした保育事業と定義し、「小規模保育施設」は日々0～2歳児を預かり、保育者が保育する施設と定義する。小規模保育施設について、「家庭的保育等の運営及び設置に関する基準」では、「小規模保育事業所」と記している⁹⁾。しかし、児童福祉法では「保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）」¹⁰⁾と記されていることに加え、その実態に即しているのは後者であると考えられることから、本研究では

「小規模保育施設」と表記することとする。

2. 研究方法

2-1 文献調査

越谷市が作成している資料「越谷市における保育施設の待機児童解消に向けた取組と工夫」及び「連携施設と連携内容の強化・拡充に向けた取組について」「令和6年度（2024年度）用 保育施設・幼稚園等のご案内」を【現状の取り組み】（一前・秋田、2012）を用いて（Table 1）、連携体制づくりの観点から整理した。なお、一前・秋田が作成した項目は、保幼小連携の取り組み状況を把握することを目的としているため、本研究では小規模保育施設の連携においても共通すると考えられる大項目のみを用いた。また、項目 1「現在行なっている保幼小連携の取り組み」は「現在行なっている連携体制づくりに向けた取り組み」に、項目 6「カリキュラム編成」は小規模保育施設が低年齢児を対象とした保育施設で、その性質が学校教育とは異なることから「連携における保育活動の設定」に改変した。

2-2 インタビュー調査

(1) 調査対象者

埼玉県越谷市保育入所課主幹 1 名

(2) 調査実施日

2023 年 10 月 15 日

インタビュー時間：1 時間 22 分

(3) 調査内容

埼玉県越谷市保育入所課の主幹に、小規模保育事業における連携体制づくりに向けた自治体の取り組みや介入方法について質問をした。

(4) 分析方法

インタビューは調査対象者の許可を得て IC レコーダーで録音し、逐語録化したものを SCAT¹¹⁾を用いて分析した。本研究では小規模な質的データの分析に有効であり、分析の過程が明示的に残ることから SCAT を用いた（分析対象文字数：18,163 字）。

(5) 倫理的配慮

本研究は日本女子大学人を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会の承認を得て行なった。（承認番号 627）

3. 結果

3-1 文献調査の結果

文献調査の結果を Table 2 に示す。紙幅の都合上、越谷市独自の取り組みが該当すると考えられる項目 2「特色ある取り組み」及び項目 3「実施が難しい取り組み」について取り上げる。

項目 2「特色ある取り組み」では越谷市独自の取り組みである「こしがや『プラス保育』幼稚園」と移行児童保育要録が該当した。越谷市では、長時間預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（1号認定）を、「こしがや『プラス保育』幼稚園」と認定して支援しており、認定された園では「プラス保育枠」を設けていた。これは、保育所等の利用条件を満たす家庭が利用できるシステムで、朝と夕方の預かり保育が原則無料で利用できる。プラス保育枠の人数は、越谷市と各園が事前に協議した上で設定することになっており、定員 15 名以上が条件であった。

「こしがや『プラス保育』幼稚園」に認定された園は、各園の状況に合わせて基本型、もしくは機能強化型のいずれかを選択することが可能である。両

Table 1 Current initiatives

1. 現在行っている保幼小連携の取り組み		
1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の関係者による連絡（連携）協議会の設置	3) 授業・保育の相互参観	4) 保幼小間の教職員の長期派遣
2) 保幼小連携に関する研修会の開催	6) 保育・授業への相互参加による子ども同士の交流活動	
5) 接続期カリキュラムの編成	8) 地域社会に対する啓発活動	
7) 保護者も含めた交流会の開催	9) 幼稚園、保育所、認定こども園および小学校向け各研修会の保幼小合同研修会としての開催	
2. 特色ある取り組み		
3. 実施が難しい取り組み		
4. 人的環境についての取り組み		
5. 研修体制についての取り組み		
6. カリキュラム編成についての取り組み		

Source: Ichizen, H & Akita, K (2012)

Table 2 Koshigaya city initiatives

各項目	取り組み内容
1. 現在行っている連携体制構築に向けた取り組み	地域型保育事業所と連携施設における連携内容の強化・拡充の喚起
2. 特色ある取り組み	「こしがや『プラス保育』幼稚園」、移行児童保育要録
3. 実施が難しい取り組み	移行児童保育要録における保護者の同意手続きの省略
4. 人的環境についての取り組み	保育士確保に向けた取り組みの推進
5. 研修体制についての取り組み	公・私立の枠組みを越えた交流研修の協働実施、 保育コンシェルジュによる研修の実施・地域型保育への巡回支援
6. 連携における保育活動の設定	園庭開放、合同保育・行事、遠足として幼稚園に行く等

者の違いは、夏休み等の長期休業期間における開園日数である。長期休業期間中、基本型は平日の3/4以上の日数を開園しているが、機能強化型は休園することなく毎日開園している。越谷市作成の資料¹²⁾をもとに基本型及び機能強化型の割合を算出したところ、基本型を選択している教育・保育施設は71.0% (17園)で、機能強化型を選択している教育・保育施設は29.0% (7園)であった (Fig.1)。

教育・保育施設別に分類した結果を Fig.2 に示す。幼稚園のうち、基本型を選択している園は16園で、機能強化型を選択している園は3園であった。認定こども園では、基本型を選択している園は1園で、機能強化型を選択している園は4園であった。基本型を選択している園の中には、平日11時間以上開園している園もあれば給食を提供していない園もあり、各園の状況によって実施内容が異なっていた。一方で、機能強化型を選択している全ての園で、平日11時間以上の開園に加え、土曜保育の実施、平日週5日で給食の提供を行っていた。

このように越谷市では、保育所と同等の開園時間で幼稚園や認定こども園が利用できることから、小規模保育施設と連携を結んでいる園が多く、越谷市作成の資料¹³⁾によると、小規模保育施設を含む地域型保育における連携施設設定率は2023年時点で95.0%に達していた。

項目2では、「こしがや『プラス保育』幼稚園」の他に、移行児童保育要録が該当した。移行児童保育要録は、保育施設を移行する際に用いる情報共有に関するシステムである。幼稚園、認定こども園では、園児が転居などで保育・教育施設を移行する際、園児の情報共有を目的として指導要録の送付が定められている^{14) 15)}。しかし、保育所や小規模保育施設

を含む地域型保育施設では定められておらず、移行時の情報共有は各自治体や各施設の判断に委ねられている。そこで、越谷市は独自に書式を作成し、各施設に活用を促していた。また、移行児童保育要録の導入にあたり、「在所児童が別施設に移行 (転園) した場合の『児童に関する情報』等の情報共有について-考え方・マニュアル-」を作成し、その目的や手順、留意事項等の周知を行っていた。

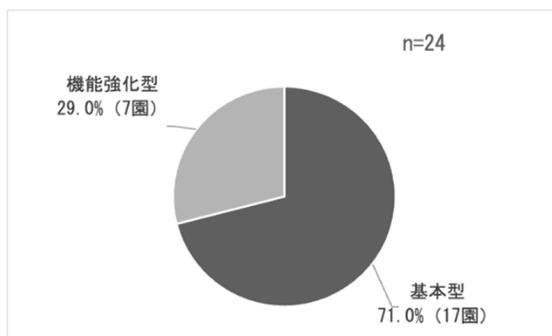


Fig.1 Percentage of basic and enhanced types

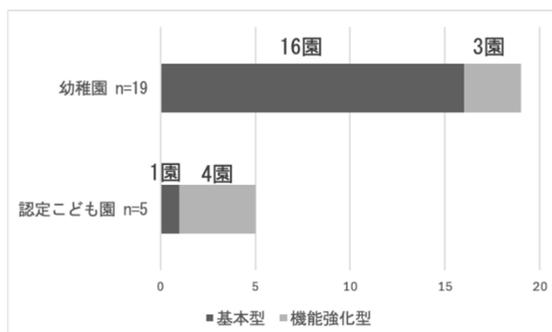


Fig.2 Basic and enhanced type (by educational and childcare facilities)

項目3「実施が難しい取り組み」では「移行児童保育要録における保護者の同意手続きの省略」が該当した。越谷市は移行児童保育要録を用いた情報共有を推進しているが、義務規定化はされていないため、情報共有にあたっては保護者の同意が必要となる。つまり、保護者の同意が得られなければ、園児の情報を移行先の保育・教育施設に提供することができない。越谷市はこの状況に問題意識をもち、2021年に「地方分権改革に関する提案」制度を活用し、移行時における情報共有の義務規定化について国に制度改正を提案していた。しかし、義務規定化は「今後の課題」とされ、制度改正は見送られたため、現時点で保護者の同意なく情報共有を行うことはできない。情報共有の同意の可否については、保育所退所届に記入欄が設けられており、同意の確認漏れを起こさないための工夫がなされていた。

3-2 インタビュー調査の結果

インタビューを逐語録化し、SCATを用いて分析した結果、以下のストーリーラインが示された。SCATによる分析〈4〉テーマ・構成概念で生成された概念は下線部で示す。

「こしがや『プラス保育』幼稚園」について質問し分析した結果、以下のストーリーラインが示された。

保育需要の高まりとともに、保護者が幼稚園に求めるものが変化しているため、プラス保育を導入することで社会資源としての幼稚園を活用し、多様化する保育ニーズへの対応を行なっているが、それは既存の幼稚園を存続させていくための取り組みでもある。プラス保育はニーズの選別システムとしての役割も担っており、その（プラス保育）成果が出ている一方で、プラス保育枠を簡単には増やすことができないジレンマを抱えている。

分析の結果、「保育需要の高まり」や「保護者が幼稚園に求めるものが変化」「プラス保育を導入することで社会資源としての幼稚園を活用」等が〈4〉テーマ・構成概念で生成された。

「こしがや『プラス保育』幼稚園」を導入した背景には、多様化する保育ニーズへの対応に加え、既存の幼稚園を存続させていきたいという越谷市の考えがあった。

次に、移行児童保育要録について分析した結果、

以下のストーリーラインが示された。

移行児童保育要録は現場発信によって実現した取り組みであるが、多すぎる書類作成業務への配慮として要点を絞ったフォーマットを用いている。だが、より良くしていきたいという考えもあり、改良の余地もある。小規模保育施設を利用する上で移行は回避不可能であることから、移行に伴う情報共有を行うことで切れ目のない保育を実現できるように取り組んでいる。

分析の結果、「現場発信によって実現した取り組み」や「多すぎる書類作成業務への配慮」「要点を絞ったフォーマット」等が〈4〉テーマ・構成概念で生成された。

越谷市は、切れ目のない保育の実現に向けた取り組みをしつつも、移行児童保育要録の作成が現場保育者の負担にならないよう配慮していた。

越谷市が連携体制づくりにおいて、どのような役割や介入を行なっているのか質問したところ、以下のストーリーラインが示された。

越谷市は各協会・協議会、各保育施設をつなぐパイプ的な役割や連携体制構築に向けた「きっかけづくり」を担っている。越谷市は現場と協働関係を築いて一体的に連携体制づくりに取り組んでいきたいと考えているが、今後は現場の牽引力も求められていく。

越谷市は、関係性を構築することが連携のきっかけになると考えていることから、保育施設長同士（幼稚園を除く）の直接的な交流を目的とした施設長交流研修を実施している。そこでは意図的なグループ構成を行なっており、このような機会を通して実態を伴った連携へとつながることを期待している。

越谷市は長期的な見通しを持って連携体制づくりに取り組んでいるが、小規模保育施設ごとに保育に対する取り組みに差があり、それが連携体制づくりを阻む要因になっている。越谷市や地域型保育連絡協議会は保育に対して消極的な小規模保育施設へのアプローチに悩んでいたが、保育コンシェルジュがスーパーバイザーとしての役割を担い、多角的に保育を検討する機会を設けることで保育をより良くしたい気持ちが芽生え、保育に向かう姿勢に（の）変化をもたらしめている。そして、このような積み重ねは小規模保育施設全体の保育の質向上にもつながっている。

分析の結果、「パイプ的な役割」や「連携体制構築に向けた『きっかけづくり』」、「協働関係」等が〈4〉テーマ・構成概念で生成された。

越谷市は小規模保育施設と連携施設間の連携体制づくりにおいて、各協会・協議会、各保育施設をつなぐパイプ的な役割や連携体制の構築に向けた「きっかけづくり」といった間接的な介入を行っていた。連携体制づくりを阻む要因として、小規模保育施設ごとに保育に対する取り組みに差があることが挙げられたが、保育コンシェルジュが介入することで保育に向かう姿勢に変化が見られていた。

4. 考察

4-1 文献調査の考察

越谷市は連携体制づくりに向け、独自の取り組みを行っていた。小規模保育事業における3歳以降の保育の受け皿確保は、事業が本格的に開始される以前の先取り事業の段階から課題として挙げられている(新川・中山, 2018)¹⁶⁾。この課題に対して越谷市は、「こしがや『プラス保育』幼稚園」を導入し、3歳以降の保育施設の選択肢を増やすことで、小規模保育施設を卒園する2歳児の保育の受け皿確保につなげていた。「こしがや『プラス保育』幼稚園」に認定された幼稚園及び認定こども園は、小規模保育施設と連携を結んでいる園が多く、量的側面から連携体制づくりを支えているといえる。また、各園の状況次第で基本型と機能強化型のいずれかを選択することが可能であることによって、長時間開園に伴う保育者の確保や勤務形態の調整等で生じる園側の負担を、最小限に留めることができると考える。

一方で、保育所に匹敵する程の長時間開園を実施しているにも関わらず、給食の提供を行っていない園が散見される。「こしがや『プラス保育』幼稚園」は基本型と機能強化型に類型され、基本型を選択している園は10時間以上開園しており、中には11時間以上開園している園もある。保護者の中には、「こしがや『プラス保育』幼稚園」と保育所のどちらを申請するか検討する保護者もいると考えられるが、就労する保護者の立場から考えると、より保育所と遜色ない条件で幼稚園や認定こども園を利用したいと考えることが予想され、長時間の開園と併せて給食の提供を望む保護者も一定数いると考えられる。

越谷市は移行時の情報共有システムとして移行児童保育要録を独自に作成し、活用を推進していた。幼稚園や認定こども園では移行時の情報共有が定められているが^{17) 18)}、保育所では小学校への就学時以外は定められていない。そのため、保育現場からは「移行前の保育所での子どもの様子がわからない」といった意見が聞かれており、そのような状況を改善すべく、移行児童保育要録の作成に至っていた。移行児童保育要録は、主に〈養護〉と〈子どもの育ち〉に関する記入欄が設けられているため、要点をまとめ、簡潔に情報共有をすることができる。だが、児童保育要録が5領域(健康・環境・人間関係・言葉・表現)で作成されていることを踏まえると、整合性の点で課題があると考えられ、今後改良の余地があるといえる。越谷市は独自のシステムである移行児童保育要録を全国区で義務規定化すべく、国に制度改正を提案し、移行時の情報共有の必要性について発信していた。制度改正は見送られたが、このような取り組みから越谷市は3歳以降の育ちの連続性を保障していくことの必要性及び重要性を認識していることが窺える。

4-2 インタビュー調査の考察

越谷市には幼稚園が多く存在しているが、近年は少子化に加え、保育ニーズの多様化によって園児が集まり難い状況となっていた。越谷市はこの状況を鑑み、既存の幼稚園を社会資源として活用し、存続させていくため「こしがや『プラス保育』幼稚園」を導入し、「プラス保育枠」を設けていた。このシステムを導入したことで、多様化する保育ニーズにも対応できるようになっていた。これまでは共働き世帯が幼稚園を利用したいと考えていても、幼稚園は保育所に比べて開園時間が短いことから諦めざるを得ない状況であった。しかし、プラス保育枠を設けたことで、共働き世帯であっても幼稚園を利用できることになり、3歳以降の保育施設の選択肢が広がっていた。そして、越谷市は保育所への入所を希望する保護者のうち、時間短縮勤務や勤務形態の変更等で、仕事の調整ができる保護者に対しては幼稚園や認定こども園(1号認定)が設けるプラス保育の利用を促している。このような働きかけによって、プラス保育の時間内では送迎ができない等、幼稚園や認定こども園では対応が困難な家庭が保育所を利用できるような流れを目指しており、プラス保育は

保育ニーズの選別システムとしての役割も担っているといえる。

プラス保育枠は園ごとに定員数が決まっているが、各園はその数を増やすことを検討している。なぜなら、プラス保育枠は需要が高いため、定員数を増やすことで集客を見込むことができ、経営の安定化につながるからである。しかし、プラス保育枠を増やすことは長時間保育等への対応が必要なため、職員の負担となる。そのため、プラス保育枠の定員数を増やしたくても増やせないジレンマを抱えており、インタビューでは「どの園もこの枠をどこまで増やせるか、逆に増やしすぎると、職員の負担になってしまう」という発言が聞かれ、対応に苦慮している様子が窺えた。

移行児童保育要録は、保育現場からの提案を受けて作成されているが、保育者の書類作成業務の負担軽減に配慮しているため、要点を絞った簡潔な書式で構成されている。児童保育要録との整合性については先述の通りであるが、越谷市としては今後も保育現場からの要望や意見に応じて改良していきたいと考えている。小規模保育施設の利用対象は2歳児までのため、3歳以降は他の教育・保育施設に移行することになる。それは小規模保育施設を利用する子どもの数だけ、環境移行が起きることを意味しているといえる。そのため、越谷市は環境が変化する節目で子どもの育ちが途切れないよう、これまでの育ちの過程を移行先の教育・保育施設に提供し、切れ目のない保育を実現できるよう取り組んでいた。移行児童保育要録を用いた情報共有が保育現場でどの程度行われているのかについては不明であるが、このような越谷市の取り組みに感化され、追隨する自治体が増えることが期待される。

越谷市の取り組みの多くは保育現場の意見をもとに推進されており、保育現場と協働して連携体制づくりに臨んでいることが窺える。だが、越谷市は保育現場に協力的な姿勢を示しつつも、間接的な介入に留まることで保育現場と一定の距離を保っていた。その背景には、課題解決に向けた取り組みを、いずれは現場主導の流れに移行していきたいという考えがある。そのため、このように間接的な介入を行っていると考えられる。

小規模保育施設に対しては、連携施設を設定することが求められているが、なかには書類上の連携のみで実態を伴わない施設もあると推察される。現に筆者は埼玉県内の小規模保育施設で勤務しているが、

勤務施設は連携施設を設けているものの連携の実態はない。このような状況があることを把握した上で、越谷市は実態を伴った連携を実現させるべく、保育施設長交流研修（幼稚園を除く）を実施し、グループワークへの参加を通して保育施設長同士が関係性を築けるよう間接的な介入を行っていた。

一方、連携体制づくりを阻む要因として、小規模保育施設ごとに保育に対する取り組みに差があることが明らかとなった。小規模保育施設ごとに保育観が異なることで保育に向き合う姿勢に差が生まれ、それが取り組みの差として顕在化していた。その対応のため公立保育所の所長経験者等が、保育コンシェルジュとして全ての小規模保育施設を対象に定期的な巡回を実施している。保育コンシェルジュは、保育現場からの悩みや相談を受けてアドバイスする等、スーパーバイザーとしての役割を担っている。そして、スーパーバイザーが繰り返し巡回を行うことで、それまで保育に対して消極的だった小規模保育施設が、頻繁に研修に参加したり巡回中に保育コンシェルジュに質問をしたりする等、積極的な姿勢を見せ始めており、その効果が現れてきているといえる。

このように、越谷市や保育コンシェルジュが必要に応じて介入することで、保育への取り組みの差を解消するだけでなく、小規模保育施設全体における保育の質の向上に繋がっていることから、介入が有効に作用していると考えられる。

5.まとめ

本研究は、小規模保育施設における連携体制づくりについて、埼玉県越谷市の取り組みをもとに考察し、連携体制を構築する上で自治体に求められる役割や介入のあり方について検討することを目的に調査を実施した。その結果、越谷市は「こしがや『プラス保育』幼稚園」や移行児童保育要録等の独自のシステムを導入し、「量」と「質」の両面から連携体制づくりを行っていた。また、越谷市は小規模保育施設と関連する関係各所を繋ぐ役割を担い、小規模保育施設の現状や課題を踏まえた上で状況に応じた間接的な介入を行っていた。一前・秋田（2012）は「地方自治体の現状に合わせて課題とその対策を考えていくことで持続的な保幼小連携体制作りが可能になる¹⁹⁾」と述べていることから、小規模保育施設においても現状及び課題を把握した上で連携体制づくりに取り組むことが重要であるとい

える。

こども家庭庁は『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン²⁰⁾』のなかで、環境が大きく変化する節目が、こどもの育ちの「切れ目」にならないよう、環境を構築していくことが重要であるとしている。自治体が連携体制づくりに取り組み、3歳以降のこどもの育ちに連続性をもたせることで、切れ目のない保育の実現につながるだろう。小規模保育施設を増設するだけでなく、こどもの育ちをつないでいくための取り組みを検討し、その方向性を示すことも、国や自治体の責務であると筆者は考える。

6. 今後の課題

本研究によって、埼玉県越谷市が連携体制づくりにおいてさまざまな取り組みを行なっていることが明らかになった。今後はその取り組みが保育現場にどの程度反映されているのか、その実態を調査した上で小規模保育施設が抱える課題について明らかにしていく。また、近隣に位置する自治体の取り組みについても調査し、比較、検討していく。

謝辞

本研究にご協力いただきました埼玉県越谷市保育入所課主幹並びに職員の皆様に、心から感謝申し上げます。

付記

本論文は日本保育学会第77回大会で発表した内容を元に加筆、修正、再構成した。

文献

- 1) 内閣府子ども・子育て本部「すくすくジャパン 子ども子育て支援新制度の概要について」(情報取得日 2024年7月2日) <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/hoiku/20170922/170922hoiku03.pdf>
- 2) こども家庭庁「保育所等関連状況とりまとめ(令和6年4月1日)」(情報取得日 2024年7月2日) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4ddf7d00-3f9a-4435-93a4-8e6c204db16c/82ad22fe/20240829_policies_hoiku_torimatome_r6_02.pdf
- 3) 厚生労働省：家庭的保育等の運営及び設置に関する基準、(情報取得 2025/01/04) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4021&dataType=0&pageNo=1 (2016)
- 4) こども家庭庁生育局長「小規模保育事業における3歳以上児の受け入れについて(通知)」2023(令和5)年4月21日
- 5) 白幡久美子・林陽子：地域型保育事業における保育の質及び現状と課題、中部学院大学・中部学院大学短期大学部、教育実践研究、第2巻、87-96(2017)
- 6) 米倉裕希子・永井久美子・佐藤知子：小規模保育所及び家庭的保育の事業者及び保護者調査からみる地域型保育の現状と課題、関西福祉大学研究紀要、第22巻、39-48(2019)
- 7) 辻川ひとみ・吉住優子：小規模保育事業実施の現状に関する基礎的研究、帝塚山大学現代生活学部子育て支援センター紀要、第4号、79-86(2019)
- 8) 一前春子・秋田喜代美：人口規模の観点からみた地方自治体の保幼小連携体制作り、国際乳幼児教育研究、Vol.20、97-110(2012)
- 9) 前掲3)
- 10) 前掲3)、29
- 11) 大谷尚：SCAT:Steps for Coding and. Theorization—明示的手続きで着しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法—、感性工学、第10巻3号、155-160(2011)
- 12) 越谷市「令和6年度(2024年度)用保育施設・幼稚園等のご案内」
- 13) 越谷市「越谷市における保育施設の待機児童解消に向けた取組と工夫」
- 14) 学校教育法施行規則第24条
- 15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条
- 16) 新川朋子・中山徹：子ども子育て支援制度の小規模保育における先取り事業の実態調査、太成学院大学紀要、第20巻、85-92(2018)
- 17) 前掲14)
- 18) 前掲15)
- 19) 前掲8)
- 20) こども家庭庁：幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100ヶ月の育ちビジョン)、16(2023)

(指導教員：請川 滋大教授)